

ヨーロッパと韓国の市民社会論  
-脱冷戦期の「国家に抗する市民社会」をめぐる論議  
を振り返る-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学人文科学研究所 公開日: 2023-05-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大畑, 裕嗣 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/00023050">http://hdl.handle.net/10291/00023050</a>

ヨーロッパと韓国の市民社会論  
——脱冷戦期の「国家に抗する市民社会」をめぐる論議を振り返る

大畑 裕嗣

## Civil Society Argument in Europe and South Korea: Looking Back to the Discussions about “Civil Society against State” at the End of the Cold War

OHATA Hiroshi

Because “the rebirth of civil society”, or “civil society renaissance” began in Europe, and spread almost worldwide at the end of the cold war, and was a world historical phenomenon, the quest for its significance and its diverse aspects still remains as an uncompleted task after nearly thirty years. The purpose of this paper, remarking on both Europe and South Korea, is to clarify how the new type of civil society argument was formed through the mediation of experience in the late 20th century’s Western and Eastern Europe, and how it was understood and accepted, in addition to influencing social movements(especially citizens movements) in South Korea, using the five volumes of collected papers(Keane 1988a; Arato 1993; Hanguk Sahoehakhoe and Hanguk Jeongchihakhoe 1992; You and Kim 1995; You and Kim 2001) as the main sources.

In Europe, the conceptual distinction between civil society and the state emerged in social thought from the late 18th century to the early 19th century, and again became a vital theme concerning the actual state-civil society relationship in the late 20th century. In Western Europe, the alternative beyond the crisis of the welfare state, and the relationship between the new social movement and everyday life were explored. These problems suggested a common demand for civil society or a public sphere relatively independent from government and state structure. In Eastern Europe, it is asked whether the rebirth of civil society can lead to the reform of socialist states or not. Concerning this question, the idea of self-limiting radicalism, one of the core components of a new type of civil society argument, was shaped.

During late 1980s and 1990s, South Korea accepted the civil society argument in the context of the development of democratization (especially, “democratization by pact” in 1987), Korea’s global location concerning the change of the Soviet-Eastern European area, and the growing doubt about Marx-Leninism. In Korea, both the importance of *minjung* (the people) and *shimin* (citizen), *minjung undong* (people’s movement) and *shin sahoe undong* (new social movement) was maintained, and two-time civil society debates were done.

The comparison of the civil society argument between Europe and South Korea makes clear that the Korean civil society argument can be hardly regarded as the simple application of a new type one formalized by John Keane, Andrew Arato, and others, despite their obvious influence. The substantial, but not yet fully blooming, theoretical implications of the Korean civil society argument have been formed by the practical problems which Korean citizens movements have faced since democratization, rather than the import and interpretation of European theory.

《公募論文》

## ヨーロッパと韓国の市民社会論

——脱冷戦期の「国家に抗する市民社会」をめぐる論議を振り返る

大畑 裕嗣

### 1 はじめに

私たちは（2020年代の日本で）「市民社会」ということばにかたさやあいまいさを感じつつ、専門的な学術用語というよりも、新聞紙面でみかける程度の「公的な日常用語」に近いものとして用いている。こういう感覚は、それ自体が歴史の実りの所産なのであるが、市民社会を、定番の決まり文句とすることで、市民社会論がここ半世紀ほどの間に内容上の大きな転換を遂げた事実を見えにくくするという難点にもつながってしまう。

1960年代頃までの日本の社会科学にとって、市民社会は、ほとんど、ヨーロッパの都市自治や市民革命のような文脈で用いられる思想上の用語であり、人間存在のあり方が「共同体的」であるとされた、日本などのアジア社会においては、実体を持たない「外来の抽象概念」（平田 1966: 151）だという理解が大勢を占めていたと言えよう。そういったありようが、1990年代後半から、NPO、NGOのような市民団体、ボランティアのような市民活動にふれられる中で、「日本における（実体としての）市民社会」が語られるというように大きく転換した（大畑 2014）。この転換とほぼ時を同じくして、アジア諸国の民主化過程に根ざす「アジア市民社会論」が日本に紹介されはじめる（岩崎編 1998; 服部他編 2002; 斉藤 2004）。

韓国の市民社会論に関する大畑裕嗣の仕事も、アジア市民社会論の日本への導入の試みの一環に位置づけることができる。大畑は1990年代から韓国の市民社会論の紹介をはじめ（大畑 1994）、後に、その一連の作業を、韓国の民主化をめぐる市民社会論という「理論」と社会運動という「実践」の関連という大枠で整理する試み（大畑 2011）をなした。

大畑（2011）は、韓国の市民社会論を規定する韓国に固有の歴史的な文脈に注意を促しつつも、「J. キーン、J. コーヘン、A. アラトーらに代表される、東欧社会主義の変動にたいするするどい問題意識に特徴づけられた「市民社会論の復権」が、民主化という課題に直面した韓国社会では切実さをもって紹介、受容されたこと」（大畑 2011: 45）を自らの検討の前提としている。いきおい、大畑（2011）はその前提の内実には立ち入っていない。

本稿の目的は、大畑（2011）のこの前提の内実を、あらためて問うことにある。すなわち「新しい

型の市民社会論は、20世紀後半の西欧と東欧の経験を媒介しつつどのようにして形成されたか。そして、それは韓国でどのように理解され、受容されて、韓国の社会運動（特に市民運動）にどのような影響を与えたかを明らかにする。この問いの背景には「市民社会とは何か（何でありうるのか）」「社会運動を市民社会論の枠組の中にどう位置づけることができるのか」「（前の問いに対する答えの端緒として）社会運動を『国家に抗する市民社会』（civil society against state）とみなす見方があるが、社会運動が国家に『抗する』とは、そもそもどういう意味か」を問う一連の問題意識がある。

本稿の主要部分は二つの章から成る。2章においては「ヨーロッパの問題」としての市民社会論の論点と含意を、ヨーロッパの「市民社会論ルネサンス」において里程標的な位置を占めるジョン・キーン編『市民社会と国家——ヨーロッパの新たな視角』（Keane 1988a）所収の諸論考と、アンドリュウ・アラトー『ネオ-マルクス主義から民主的理論へ』（Arato 1993）を中心に検討する。3章においては「韓国の問題」としての市民社会論の構図と含意を、韓国における市民社会論の定式化において重要な位置を占めた三つの論集（韓国社会学会・韓国政治学会 1992；兪八武・金皓起 1995；兪八武・金亨憲 2001）所収の論考を中心に検討する<sup>1)</sup>。最後に、2章と3章の論議の対比から何が言えるかを考察して結びとする（4章）。

## 2 「ヨーロッパの問題」としての市民社会論

### 2-1 ヨーロッパの論者たちの大前提

キーンやアラトーの1980年代から90年代初頭の著作には、かれらが市民社会論を、ヨーロッパの文脈におけるヨーロッパの問題としてとらえていたことが示されている。

キーンは、『市民社会と国家』の序文冒頭（Keane 1988a: 1）において、本論集が「市民社会と国家」という「古いトピック」を扱うものであることを述べるが、この主題に対する関心の変遷をあくまでも「ヨーロッパの政治と社会理論」に限定してたどろうとする。キーンによれば、ヨーロッパにおいて、「市民社会と国家」というテーマは、18世紀末に生じ、その後、19世紀後半に至るまではよく取りあげられたが、20世紀にはいとほ忘れられた主題となり、20世紀後半の数十年間に再び関心が払われるようになってきた。ヨーロッパの文脈において「市民社会と国家の関係」とは、どのようなことを意味するのか、なぜこの主題の浮き沈みが生じたかが、全般的なりサーチ・クエスチョンとして提示される。

1980年代はじめのキーンは、市民社会の問題のみならず、それと切り離しがたく提起される「民主主義の問題」に関しても、「ヨーロッパ志向性」を表明している。キーンは自らの論文集『民主主義と市民社会』の序文において、本論集の分析の中心には「ヨーロッパの発展」があると明記する（Keane 1988b: xi）。キーンがここで念頭においているのは、西欧内部における英米系の民主主義理論に対する「大陸の経験」の寄与、加えて中東欧の民主化が西欧思想にもたらすインパクトである。興味深いのは、キーンは、「ヨーロッパ志向性」を明確にした自らの論議を世界の他の地域に敷衍しうる可能性についてかなり自己抑制的にみえることである。自らが志向する理論枠組は「ヨーロッパの民主的伝

統を当然のものとみなす」わけではなく、「世界の至るところにおける民主主義の運命に対するヨーロッパの責任をも認めるものである」(Keane 1988b: xi) とキーンは述べる。

このように市民社会論が（ひいては民主主義理論それ自体が）基本的に「ヨーロッパの問題」であることを自明とするとならば、アラトーの場合も変わらない。『ネオ・マルクス主義から民主的理論へ』の序文でアラトーは次のように書く。「ソビエト型社会の批判理論の可能性に関する疑問はふたつの伝統から生じる。ひとつは西 (West) の伝統であり、もうひとつは東 (East) の伝統である。」(Arato 1993: ix) 本来、この West は「西側 (資本主義圏)」、East は「東側 (社会主義圏)」と訳すべきであろう。しかし、アラトーの文脈においては、West を「西欧」、East を「東欧」と訳しても、実質的に同じ意味になる。ここでアラトーが示している「伝統」とは「フランクフルト学派」と「東欧におけるネオ・マルクス主義的社会批判」なのだから。同様に「東と西のあいだの社会批判のありうべき、有意義な討論の可能性」(Arato 1993: xi) というのは、言うまでもなく「東洋と西洋のあいだの」ではなく、「東欧と西欧のあいだの (言い換えれば、ヨーロッパの中での)」を意味する。ヨーロッパ政治思想の伝統に強く依拠したアラトーの市民社会論の論理構成は、具体的分析の随所にもみられる。たとえば、論文「社会理論、市民社会、権威主義的社会主義の転換」(『ネオ・マルクス主義から〜』12章)の冒頭では、ラインハルト・コゼレック『批判と危機』(*Kritik und Krise*)の記述を自由にパラフレーズしつつ、啓蒙期フランスの政治危機の様相を、国家対市民社会、国民対国家、社会秩序対政治システムの対抗関係として、抽象度が高い水準で描写する (Arato 1993: 273)。このようにしてアラトーは、時と場所を超えた「ヨーロッパに共通の問題」を念頭におきつつ、18世紀フランスの絶対王政に対する闘いから取りだしてきた枠組が、20世紀ポーランドの民主化過程にどの程度、適用可能かを問うのである。

## 2-2 18-9世紀の思想的伝統と20世紀後半の国家-市民社会関係

前述のように、キーンによれば、市民社会と国家の概念的区別は、18世紀後半から19世紀前半にかけてのヨーロッパ思想の流れの中で生じた。この思想上の問題が、20世紀後半のヨーロッパにおける国家-市民社会関係において再び問われることになる。

『市民社会と国家』に収められた論文「専制と民主主義」(Keane 1988c)において、キーンはヨーロッパで市民社会と国家の区分がどのようなかたちで生じたかを、アダム・ファースン、トマス・ペイン、ヘーゲル、トクヴィルらの思想を中心に検討した。結論の中でキーンが強調するのは、「市民社会と国家の区分」の発生を、ヘーゲルを中心とするドイツの思想家たちのみに帰すのは不当だということである (Keane 1988c: 63)。さらにキーンは、ヘーゲルの影響を強く受けたマルクスとエンゲルスの『ドイツ・イデオロギー』における、次のような市民社会概念の意味と生成の解釈を「有名であるが不十分」(Keane 1988c: 63)と論断する。

市民社会 (bürgerliche Gesellschaft) は、生産力の一定の発展段階の内部における諸個人の物質的全体をつつんでいる。(中略) 市民社会という語がでてきたのは18世紀であって、所有関係

がすでに古代のおよび中世的な共同体からぬけだしたときだった。市民社会そのものはブルジョアジーとともに始めて発展する (Marx and Engels 1846=1956: 49)。

キーンはこのようなマルクスとエンゲルスの見解を、市民社会に関する「所有中心的解釈」(property-centered interpretation) と呼び、この解釈にとらわれると、市民社会の初期の理論家たちが着目していた「市民社会内部の異質性や複雑性」をうまくとらえることができなくなり、また理論家たちが共有していた「反ブルジョア的情緒」や国家-市民社会論が有する規範的含意も無視されてしまうと批判する (Keane 1988c: 64)。

キーンは、「ヘーゲルからマルクスへ」という、従来の市民社会論の主流であった所有中心的解釈によっては、その価値が見失われがちになる、初期市民社会論のもうひとつの関心に注意を促す。それは「特定の政治的發展」への関心、すなわち「国家による専制 (state despotism) へのおそれと、それへのとらわれから逃れられるかもしれないという希望」(Keane 1988c: 64) であり、ファーガソン、ペイン、トクヴィルらの市民社会論の根底にはこのような共通項があったとキーンは主張する。このような「国家による専制に抗する市民社会」というビジョンが、20世紀後半の状況（特に東欧の状況）における国家-市民社会関係の分析と結びつくことになるわけであるが、そのための分析枠組の基礎として注目されたのはグラムシの市民社会論であった。

市民社会論ルネサンスにおいてグラムシに与えられることになった決定的位置は、ノルベルト・ボッビオ (Bobbio 1988) によって明示されている。ボッビオは、ヘーゲルからマルクスに向けての発展と対比しつつグラムシの市民社会論を位置づける。『ドイツ・イデオロギー』において市民社会が下部構造に位置づけられたのに対し、グラムシは市民社会を上部構造に属するとみなした点に、ボッビオは両者の市民社会規定のもっとも大きな違いをみる。グラムシにとって、中世の場合、もっとも典型的な市民社会は教会であり、それをグラムシは支配階級によるヘゲモニー装置とみなした。

「グラムシはかれの市民社会についての考え方をヘーゲルから導きだし、市民社会は下部構造ではなく、上部構造に属するとみなした。他方では (中略) マルクスもまた市民社会を生産関係、つまり下部構造と同一視した際にヘーゲルの市民社会概念に依拠していた」(Bobbio 1988: 84)。なぜ、ともにヘーゲルに依拠しながら、このように対照的な理解が成り立ったのか。ボッビオは、その答えをヘーゲルの『法の哲学』に内在する可能性に見出そうとする。『法の哲学』における市民社会概念は、「経済的関係の圏」と「自生的あるいは自発的な組織」の集合の双方を含むものだった。それゆえ前者の側面に重点をおくマルクスの理解も、後者の側面に重点をおくグラムシの理解も、ともに許容するものだったのである (Bobbio 1988: 84)。

キーンが指摘した「国家による専制」への異議申し立てと、ボッビオがヘーゲル-グラムシの市民社会概念の中核として抜きだした「自生的あるいは自発的な組織」とが結びつくところに、東欧民主化の過程に適用可能な、新たな国家-市民社会論の構図が成立する。ボッビオが輪郭を素描した「ヘーゲル-マルクス-グラムシの三角形」の内部を、後述する韓国の場合までも含んだ、新しい市民社会論の形成と変容がなされる「場 (フィールド)」とほぼみなしてもよからう。

またボッピオ (Bobbio 1988: 88-90) は、グラムシによるさまざまな「市民社会」概念の使い方を定式化して示すことで、20世紀後半の東欧民主化と市民社会形成の動態分析にも用いられることになった方法論の基礎を提供した。ボッピオ (Bobbio 1988: 89) は、グラムシの市民社会論には「必然と自由」と「強力と合意」という次元を異にするふたつの二分法が含まれており、グラムシはどちらの二分法に依拠するかによって『獄中ノート』における記述-分析の水準を使い分けていたとみる。

「必然と自由」、言い換えれば、経済的要因と倫理・政治的要因の二分法に依拠するのが、歴史過程の本質的な要素を確定するための、市民社会論の「歴史記述的用法」(historiographical application)であり、イタリア統一に向かう運動の主体として行動党 (action party) ではなく、穏健党 (moderate party) を同定する「リソルジメント・ノート」の内容がその例となる。これに対して、「強力と合意」、言い換えれば、政治的要因と倫理的要因の二分法に依拠するのが、歴史過程における上昇局面と下降局面を区別し、その中でわれわれが何をなすべきか、また何をなすべきでないかを定める、市民社会論の「実践的・政治的用法」(practico-political application) である。『獄中ノート』における第一次世界大戦後イタリアの危機分析はこの例にあたる。ボッピオ (Bobbio 1988: 90) によれば、「実践的・政治的用法」によって、進歩的な歴史のブロックと退行 (反動) 的な歴史のブロックの区別が可能になるという。このようにボッピオによって再定式化されたグラムシの市民社会論は、2-4-2でみるように、ズビグニエフ・ペルチンスキによって東欧の民主化過程の分析に適用されることになる。

### 2-3 資本主義、福祉国家、社会運動——西欧における市民社会論

キーン (Keane 1988a: 6) は、西欧における市民社会論の発展に関わる論点として、「資本主義経済の再編」「ケインズ型福祉国家をめぐる論争」「社会運動の成長」を挙げている。前のふたつは相互に結びついているので本稿では「西欧資本主義の変容と福祉国家への代案」として一括して検討する。

#### 2-3-1 資本主義の変容と福祉国家への代案

1970年代後半から1980年代初頭の西欧において核心的となった争点のひとつは、資本主義経済の変動を統制する国家能力の減退（「経済的なものの政治的なものへの『復讐』」(Keane 1988a: 8)）と、高い雇用率に特徴づけられていたケインズ型福祉国家の限界であった。

ヒンリクスら (Hinrichs, et al. 1988) によれば、ケインズ型福祉国家は、市場及び家族への依存を前提としていた。すなわち、ケインズ型福祉国家は、市民社会を「職場と家庭」「被雇用と消費」「男の領域と女の領域」という、二分的かつ相補的な領域に分けるモデルに立脚していた (Hinrichs, et al. 1988: 235-236)。しかし、ヒンリクスら (Hinrichs, et al. 1988) は、1970-80年代西欧の雇用危機によって、このような伝統的モデルは成り立たなくなってきたと指摘する。「家庭と労働市場」という「自然な」領域分化は疑問にさらされ、これらふたつの領域の中間に位置する市民的 (協同的) 組織が注目されるようになってきた。ヒンリクスらは、ケインズ型福祉国家の危機は、福祉国家の「外部」でしか解決されえないとして、「私的な家族と労働市場の双方の専制から個人を脱させうる、市民社会内の共同的な形態の有益な活動の復活」に期待をつなぐ (Hinrichs, et al. 1988: 238, 242)。



ケインズ型福祉国家への典型的な批判は、福祉国家における国家的介入を適切な市場メカニズムを妨害するものとして論断する新保守主義のそれであった。市民社会論は、福祉国家に対する新保守主義とは異なった代案の可能性を追求する。ピエール・ロザンヴァロンが示唆する代案は、「自分たちの社会を満たす努力、社会的機能を達成するための身近な場所をもっと創りだし、個人が直接にお互いに助け合うネットワークに加わるように促すことで社会の密度を増す努力」(Rosanvallon 1988: 206)を行っていくことである。ロザンヴァロンは、このような代案によって「社会を破壊し、結果として国家主義につながる」新保守主義と、「私的サービスを市場と同一視し、公共サービスを国家によって供給されるものと同一視する」従来的な、狭い意味での社会民主主義とともに異議を申し立てる(Rosanvallon 1988: 213-219)。(西欧においては)従来的な社会民主主義とも、新保守主義とも異なる代案として、新たな型の市民社会論が要請されていくのである。

### 2-3-2 社会運動と日常生活

アルベルト・メルッチは、西欧における社会運動の形態転換に注目し、社会運動は「日常生活の水面下にあるネットワーク」(Melucci 1988: 248)の形態をとるようになってきたと指摘する。このようなメルッチの把握を社会運動の私化、内閉化としてとるのは読み誤りにつながるだろう。メルッチ(Melucci 1988)は現代社会の特質を非連続、分節化、分化によって特徴づけられる「複合社会」として把握する。複合社会においては「変革を生み出す行為者」と「転換を管理する(制度化する)人びと」は一致しなくなる。「自らの要求の透明性を保ちつつ、同時に自らを権力に転換するという考え方は、(ロシア)10月革命以降には「幻想的」であることが証明された」とメルッチ(Melucci 1988: 254)は指摘する。「自らを権力に転換する運動」(ないしは、そのような運動の成果として生まれた国家体制)に対する批判という点において、西欧の「新しい社会運動」論と2-4で検討する東欧の民主化運動論は通底する可能性を示す。メルッチ自身は、このような考え方に基づきつつ、複合システムにおける「紛争」(「社会運動」と言い変えてもよかろう)の意義を、「古い権力」に代えて「新しい権力」を打ちたてることではなく、「改革は支配集団の側の義務だとされることでシステムが内閉されるのを防ぐこと、エリート内部の変化を認めること、それまでは意思決定の領域から排除されていた事柄を認めさせること、システムとその主要な利害が不可避的に生み出す、見えない権力と沈黙という闇の部分を知るみに出すこと」(Melucci 1988: 254)に見出そうとする。

新しい社会運動の意義をこのようにとらえることは、前節でみたような福祉国家の危機の問題と、「古典的な」市民社会論の内在的批判の双方に結びつく。メルッチは、福祉国家の危機は「ポスト産業主義的」民主主義のジレンマ」(Melucci 1988: 255)というかたちで現れると考える。メルッチ(Melucci 1988: 255-256)は、そのジレンマの主要な様相として、(1) 過剰可変性(surplus variability)のジレンマ(福祉国家の危機の中で(主要な)行為者とその利害の分布は変わりやすくなるが、その状況はシステムのルールを一定に定めることと矛盾してしまう)、(2) 究極的目的の非決定性のジレンマ(複合システムにおいては、権力と政治的交換の細分化が生じ、意思決定に影響を与える不可視の集団が生じてしまうことで、交換と調整の究極的目的が見失われてしまう)、(3) 従属的参加のジレンマ(参

加と市民権の範囲の拡大により、プランニングにおけるテクノクラティックな意思決定の中心は強化され、結果として参加と権利は従属的なものとなってしまう)を挙げている。

メルッチ (Melucci 1988: 257) は、このようなジレンマは、複合社会の特徴により必然的に生じるとし、またそれにとまって「古典的」市民社会論が前提としていた国家と市民社会の分立という図式も動揺すると指摘する。国家は、トランスナショナルな相互依存システムと内部的な分権化という内外双方からの相対化にさらされ、「介入と行為を行うまとまりのあるエージェント」(Melucci 1988: 257) としては「解体」していく。市民社会もまた実質を失っていく。市民社会は、かつては「私的な利害が帰属される、安定的で目にみえる社会集団」によって作りあげられ、それらの集団は権力と影響力のハイラーキーにおいて一定の位置を占めていた (Melucci 1988: 257)。しかし、そのような社会的利害の統一性は破裂してしまい、さまざまな個別な「ニーズ」に分裂してしまった (Melucci 1988: 257)。メルッチによれば、そこから生じる帰結が「大衆政党の「万人向け」政党への変容と政党システムの形骸化」及び「日常生活における行為の意味と動機づけを再充当 (reappropriation) すること」をめざす、社会「運動」という形態をとった、集合的な要求や紛争の形成 (Melucci 1988: 257-258) である。

それゆえ、複合社会における民主主義は自省的なアイデンティティの形成と承認を前提条件とするが、そのためには「政府の制度、政党システムと国家構造から独立した公共空間」(Melucci 1988: 258) が必要とされる。新しい社会運動はそのような「公共空間」の内部で行為するわけであるが、このような「公共空間」こそが、東欧においても全体主義国家との対峙の中で要請された条件であり、これこそが東欧と西欧に共通する「新たな市民社会」像とされるのである。

### 2-3-3 福祉国家への代案と新しい社会運動

ヒリンクスらやロザンヴァロンが論じる「福祉国家の危機を超える代案」は、「マクロでハードな」政治経済学的ないしは社会政策上の課題に関する事項であり、これに対して、メルッチが論じる「新しい社会運動と日常生活の問題」は、「ミクロでソフトな」日常性とアイデンティティ形成に関する事項のようにいっけん見え、両者の論議の次元は交差しないようにも考えられる。しかし、以上の検討で示したように、決してそうではない。ヒリンクスらやロザンヴァロンが問題視する福祉国家の危機を、メルッチは「ポスト産業主義的」民主主義のジレンマの問題としてとらえている。ヒリンクスらにおける「市民社会内の共同的な形態の有益な活動の復活」やロザンヴァロンにおける「自分たちの社会を満たす努力」の要請は、メルッチにおいては「政府の制度、政党システムと国家構造から独立した公共空間」の必要性の提唱というかたちでお互いに焦点を結び、新たに規定された「市民社会」ないし「公共空間」は、かれらの西欧に関する論議と次節で検討する東欧をめぐる論議を架橋する鍵概念となる。

### 2-4 全体主義、市民社会、自己限定的急進主義——東欧をめぐる市民社会論

1980年代の東欧における市民社会論は、この地域における国別の状況の違いや、論者の政治的、理

論的立場をある程度超えて、ある共通の土俵を有していた。東欧における社会主義国家の改革可能性（少なくとも1980年代半ばまでの段階においては、目標は「社会主義の打倒」ではなく、「社会主義の改革」に向けられていたと言える）を、「市民社会の再生」に見いだすことができるかという、展望ないしはその展望をめぐる批判、論争がそれである。論議は特にポーランドの情勢、その中での独立労組「連帯」と、その前身である「労働者自衛委員会」の問題に集中した。

#### 2-4-1 全体主義と市民社会

ジャック・ルプニク (Rupnik 1988) は、「全体主義」(totalitarianism) の位置づけに再考を促す。第二次世界大戦後、「全体主義」概念はソ連研究において1950年代頃まで用いられるが、その後、冷戦下の偏向を反映した「非科学的」な概念とされて使用が抑制される傾向にあった。東欧の体制を示す概念として、この概念が用いられだすのは、1970年代頃からの東欧内の民主化勢力によることをルプニク (Rupnik 1988: 263) は指摘する。ルプニクによれば、とりわけ「1970年代ポーランドの政治的言説は、一方で国家と市民社会の関係変化に焦点を当てつつ、全体主義に言及している。」(Rupnik 1988: 266) この時期のポーランドの異議申し立て勢力の考え方にてらせば、共産党の権力は例外なく「全体主義」として規定され、「市民社会の再建ないし復活」によって「弱められるべきもの」として位置づけられた。アダム・ミフニクによって唱えられた「新進化主義」(new evolutionalism) はその重要な現れである。「新進化主義」にてらし、自己組織化の過程を通じて市民社会が着実に活性化していけば、党-国家は「(社会主義) 帝国の周辺」においては「中央」(ソ連) に対する「傘」と「仲介者」の役割を果たすにとどまるようになり、結果として全体主義は不活性化するという展望が示されていたとルプニク (Rupnik 1988: 284) はみる。ソ連東欧研究における「全体主義」の規定は、その対抗概念としての「市民社会」の可能性ないし所在を指し示すものであったとも言えよう。

#### 2-4-2 ポーランドにおける「市民社会の再生」への疑義

ペルチンスキ (Pelzynski 1988) は、ボッビオが定式化した(グラムシ由来の)市民社会概念の「歴史記述的用法」と「実践的・政治的用法」を用いて、ポーランドにおける「市民社会再生」の可能性を見定めようとする。しかし、ここでのペルチンスキの判定はかなり厳しい。

ペルチンスキは、ポーランド民主化運動の軌跡の中に、「市民社会」ということばを、独自の意味を帯びて用いられ始めた時期も明示しつつ、次のように位置づける。

「市民社会」ということばは西欧で使い始められ、ポーランドでも、1970年代後半から、1976年に設立された「労働者自衛委員会」(KOR) (1978年に「社会自衛委員会」(KSS-KOR) と改称) にもっともよく示される、政治的異議申し立ての形態と関連して時おり用いられるようになってきた。「連帯」が出現する以前、イギリスで生活していた、チェコからの亡命知識人、ジャック・ルプニクは、1968年から78年にかけてのポーランドの情勢を「修正主義の終了と市民社会の再生」と表現した (Pelzynski 1988: 361)。

ペルチンスキ (Pelzynski 1988) はルブニクが言う、ポーランドにおける「市民社会の再生」や、2-4-3で扱うアラトーの「国家に抗する市民社会」という見方に一定の理解を示しつつ、ポーランドにおける「市民社会」の過大評価に対する警鐘を鳴らしている。

ペルチンスキは、ポーランド民主化の進行局面を1980-81年の「連帯」の結成前後に分けて考える。ペルチンスキによれば、「連帯」結成以前のポーランドの状況に市民社会概念を適用するのは無理である。ペルチンスキは、ヘーゲルからグラムシへの概念の系譜を下敷きとして、市民社会を「独立した社会組織と活動から成り、国家に圧力を与える領域」として規定するのだが、「連帯」出現以前のポーランドには、そのような領域は存在せず、それは「いつの日か作り出せるかもしれない」ものに過ぎなかったからである。ペルチンスキは、「連帯」以前のポーランドにおける異議申し立て運動の拡大は「市民社会の再生」というよりも（まだ自立的基盤を欠いている）「政治社会の再生」とみなすべきだと主張する (Pelzynski 1988: 368-369)。

「連帯」結成後の状況、すなわち、ペルチンスキが「共産党ブロック」対「連帯ブロック」のあいだの対決とみなす状況においては、グラムシの考え方を下敷きとした市民社会論を適用する可能性があるるとみなされる。ペルチンスキ (Pelzynski 1988: 371) はボッビオが定式化した市民社会概念の「歴史記述的用法」の内実を「社会-政治的諸勢力と、その組織的（中略）およびイデオロギー的（中略）あらわれのあいだに現存する、あるいは生じつつある経験的な関係の（中略）分析」としてとらえ、ポーランド情勢を次のように分析する。「連帯」結成の契機となった、1980年のグダニスク、レーニン造船所の蜂起は、ミフニクの「新進化主義」が暗示する目標、すなわち「政党-国家の支配に抵抗して、自らの権利を守る独立した社会組織を創出」し、「世論が既成の政策を批判し、代替的選択肢を議論することができるような領域を拡大」(Pelzynski 1988: 373) するという目標を達成したと言える。しかし、「連帯」のリーダーたちには、このような「新進化主義」の方針に対する理解が欠けていた。労組の活動を「非政治化」すべきとするカトリック教会の助言にもかかわらず、「連帯」は1980年11月の合法化以降、関心を「市民社会の強固化ではなく、政治社会の拡張」に向けるようになり、1981年11月の総会方針に示されるような、急進的な「自己統治的な共和国」(self-governing republic) の構想を主張するようになる (Pelzynski 1988: 374-375)。ペルチンスキはこの点について次のように批判する。

「自己統治的な共和国」の理論は、理論の領域においては、グラムシの「陣地戦」戦略による非常に独創的な寄与であった。しかし、実践の観点からみた時、救いがたくユートピア的であった。グラムシは、市民社会という塹壕の中に隠れた社会-政治的諸力が、国家をどのようにして徐々に、かつ少しずつ占拠するかを目に見えるかたちでは示していない。(中略)「連帯」が提案したことは、市民社会に向けて、古いヘゲモニー的国家のいくつかの部分交渉を通じて引き渡すことであった。(中略) これはたしかに興奮するような理論的可能性を示している。しかし、本当に実現するチャンスがあったのだろうか (Pelzynski 1988: 375-376)。

すなわち、ポーランドの事例の検討を通じて、ペルチンスキが示しているのは、東欧の民主化という現実の中で、「市民社会の再生」は理論的であると同時に実践的課題を担いつつ提唱されたこと、少なくともポーランドにおいては具体的な運動体のかたちで「市民社会の再生」が一定の実現をみたこと、その分析においては、「国家による専制」への抵抗を視野に入れ、「ヘーゲルからグラムシへ」の流れにおいて組み替えられた市民社会論が一定の分析力を有すること、にもかかわらず、「再生」した「市民社会」は国家との関係において実践上の限界も示し、その実践的-政治的限界が同時に新しい型の市民社会論の分析装置としての問題点にもつながっているということである。

### 2-4-3 「国家に抗する市民社会」とは

アラトー (Arato 1993) の東欧民主化論の根底にあるのは「国家に抗する市民社会」というテーゼである。「国家に抗する市民社会」はけっして非現実的なスローガンにとどまるものではない。しかし、「市民社会」が「国家」に「抗する」のは通常、解されてきたような意味においてではない。これこそが東欧革命に向かう変革過程から生じた新たな型の市民社会論の骨子となる。

アラトー (Arato 1993: 276) は、すべての近代社会 (特に国家社会主義社会) は、「合法性」「利害の集約」「経済のコントロール」「主権」という4つの水準において国家からのアウトプットを前提としていること、言い換えれば、国家にまったく依存しない近代社会はありえないことを自明として認める。この前提に基づくなら、「国家に抗する市民社会」というプログラムは、市民社会の力によって国家というシステムを廃することを意味するのでも、既存の国家を「倒し」、別のかたちのそれに代えることを意味するのでもない。(ここで、新たな型の市民社会論は、「国家の死滅」や「国家の市民社会への再吸収」をビジョンとして護持する、伝統的なマルクス・レーニン主義とは別の方向に向かうことになる。)「市民社会」が「国家」に「抗する」とは、「既存の国家をその場に置き」つつ、社会がそれを (必要な限りで)「回避」して自らの活動を行うことを意味する。

そこから「国家と市民社会の相互的自己限定」ないし「限界設定」という考え方が生まれる。国家と市民社会の領域はもちろん完全に「分離」しているのではない。相互に前提としあい、浸透しあっている。しかし、それは「国家と市民社会」という概念上の区分が無意味だということでもない。国家は自らのアウトプットである法を介して自らの力が市民社会に及ぼす影響の「限界」を設定しうる。権威主義的体制下において市民社会が「自立」していくためには、「権利」という形態で実現される、国家の力に課せられる法的な「自己限定」が不可欠である。アラトー (Arato 1993: 276) は、そのような自己限定は、「法的専門職と社会運動から生じる社会的行為者」によって遂行されると考える。同時に、市民社会の側にも国家に対して自らの力が及ぼす「限界」の設定が求められる。

このような「国家と市民社会の相互的自己限定」の観点に基づき、アラトー (Arato 1993: 277) は市民社会の受動的側面と能動的側面を区別する。受動的側面とは「制度としての市民社会」の側面と言いかえてもよい。市民社会を作りあげ、安定させている、結社、集会、言論の権利と結びついた諸制度の集合としての側面である。いっぽう、能動的側面は「集合行為としての市民社会」の側面となる。市民社会の潜在的可能性を守り、再生産し、拡張するために必要とされる、さまざまな規模、形

態の集合行為のことである。

市民社会の分析とそこにおける実践は、その能動的側面と受動的側面、「集合行為としての市民社会」と「制度としての市民社会」の動的関連づけのうちになされなければならない。このように考えると、市民社会を形成する集合行為の中でも重要な位置を占める社会運動と市民社会全体の関わりもより明らかになる。(ポーランド「連帯」の実情を明らかに意識しつつ) アラトー (Arato 1993: 277) は「市民社会の再生のために統一された社会運動は、まだ、市民社会の現実の制度化と同一ではない」と書く。もちろん、社会運動の結果は社会の多元化を促す。ただ、集合現象としての社会運動の終了は、その基盤となる「制度としての市民社会」、人びとのあいだに必要な「合意の基盤」の喪失までを意味するものではない。社会運動と市民社会の関連性は複眼的にとらえねばならない。

「古典的」市民社会論の大きな流れを、概説的に、社会契約説と自然法思想に基づく市民社会論(ホッブズ、ロック)→スコットランド啓蒙思想における、「道徳感情」に基礎づけられた市場社会としての、あるいは「野蛮から文明へ」向かう社会発達史における市民社会の位置づけ(スミス、ファーガソン)→家族、国家と区別される「欲望の体系」としての市民社会(ヘーゲル)→国家と市民社会の弁証法、「ブルジョア社会」としての近代市民社会、「市民社会への国家の再吸収」のビジョン(マルクス)というように描くとすると、東欧の変革の理解に基づいてアラトーが提示した新しい型の市民社会論が、そのいずれのバージョンともかなり異質であることは明らかである。アラトーの立論の要点を「国家から分離する市民社会」として表現することのみならず、よく知られるようになった「国家に抗する市民社会」という惹句のみで示そうとすることも、誤解を生む可能性がある。前述したように、アラトーが重視するのは「国家と市民社会双方の相互的な自己限定」であり、その大筋に沿った変革ビジョンの中に「諸制度の集合体としての市民社会」と「集合行為の総体としての市民社会」という、市民社会の二重的性格を適切に位置づけることにあるとみるべきだろう。

## 2-5 小括——市民社会論ルネサンスをめぐる東欧と西欧

ヨーロッパに生じた市民社会論ルネサンスは、脱冷戦期の世界情勢を反映して、東欧と西欧、社会主義体制下の東側と資本主義体制下の西側では異なったかたちで展開することとなった。

東欧においては、官僚的社会主義国家の強固な一党制が存立しており、市民社会はその外縁に追いやられた存在となっていた。したがって東欧における市民社会論の基本的論点は、東欧においても市民社会は出現する可能性があるのか、あるとすれば、どのようにして可能かにおかれた。東欧において下から市民社会を組織しようとする試みは、ほとんど例外なく危険とみなされ、共産党によって脅かされたことは言うまでもない。

これに対して西欧では、代議制民主主義の枠組と、政府から独立しつつ、正当化される組織や運動の可能性が存在しており、資本主義システム一般と国家官僚制のあいだには一定の緊張がみられた。西欧では「市民社会の存在」は前提とされており、市民社会論の課題は市民社会に内在する問題の解決までを視野に入れるものとなった。

しかし、ヨーロッパにおける市民社会論ルネサンスの意義は、このような東欧と西欧の制度と市民

社会論の焦点の違いにもかかわらず、東欧の民主化過程の中から作りあげられた市民社会論の特色が西欧における市民社会の問題を解くうえでも重要になってくるといえる点にあった。本章でみたように、西欧と東欧の以上のような時代的要請は、政府の制度、政党システムと国家構造から相対的に独立した「市民社会」ないし「公共空間」という共通の解にたどりつき、そこにおける国家からの相対的な独立ないし国家への「抵抗」の意味が、自己限定性の概念の下に問われることになったのである。

### 3 「韓国の問題」としての市民社会論

#### 3-1 韓国の背景

ヨーロッパで生まれた新しい型の市民社会論が、1980年代から90年代初頭にかけての韓国でいかに受容され、韓国に独自の市民社会論として転生したかを考察するうえで、最低限おさえておかねばならない、何点かの韓国の背景が存する。

第一に、1980年代における民主化の進展と1987年に成立した「協約的民主化」(democratization by pact)以降の政治情勢を考慮しなければならない。1980年代韓国の社会運動セクターにおいては、1980年5月の光州民主化運動の軍事力による制圧という打撃にもかかわらず、学生運動、労働運動が大きく成長した。このような社会運動の成長に裏づけられつつ、1985年の総選挙においては、野党、新韓民主党が勝利する。

1980年代後半にはいり、改憲による大統領直選制獲得が民主化運動の中心的争点となる。これに対して、軍部を背景とする全斗煥大統領は1987年4月、「現行憲法下での政府移行と(1988年に開催が決定している)ソウル・オリンピック以後の改憲」を求める特別談話を発表した(「4・13措置」)。この措置の撤廃を求めて、1987年「六月抗争」が闘われることとなる。

運動の過程で生じた大学生、朴鍾哲、李韓烈の死亡に関する真相究明要求と抗議もあいまって、6月上旬以降、学生のデモへの市民の同調により、デモは大規模化し、全国的に拡大した。この状況において、与党、民主正義党の大統領候補となっていた盧泰愚が、迅速な直選制改憲の実施を明言する6・29宣言を発表し、大統領直選制が実現した。

しかし、6・29宣言以後、中間層の運動参加は弱まり、労働運動、学生運動は孤立化していく。このような状況下、12月に行われた大統領選挙で野党は、金泳三と金大中の両候補を単一化することをせず、与党候補、盧泰愚が勝利を制した。

発足した保守、盧泰愚政権は、国会での与野逆転に直面した。この状況を苦慮した与党、民主正義党は、1990年1月、金泳三が率いる第二野党、民主党及び金鍾泌が率いる第三野党、共和党と合党して、新与党、民主自由党(民自党)を結党し、これによって国会議席の70%以上を占める巨大与党が誕生する。これがいわゆる「三党合党」であり、民自党から次期大統領に金泳三が当選することになる。この時期に発表された韓国市民社会論の背景には「なぜ、六月抗争から三党合党のような結果が生まれてしまったのか」という批判的自省意識があるように思われる。

第二に、ソ連・東欧革命に象徴される世界史的大変動の中での韓国の位置づけの問題がある。この

問題の複雑さについては、当時から次のような両面性が指摘されていた。一面では、1970年代以降のソ連・東欧圏における異議申し立て勢力の台頭と改革という変動モデルが、非社会主義の権威主義国家である韓国における市民社会形成の動態にも適用可能なのではないかという見通し（鄭銀淑 1992）があった。その反面、韓国社会の理解にとって核心的な重要性を有する韓米関係の側面からみると、ソ連・東欧の変革や、アメリカの軍拡をも標的とするグローバルな反戦反核運動の成長にもかかわらず、在韓米軍のプレゼンスとその現実によって強化される「安保イデオロギー」に端的に見られるように、韓国はアメリカによるヘゲモニーに継続的に組み込まれている（安眞 1992）。

第三に、第一、二の点と関連して、韓国の「進歩的」知識人と社会運動の双方にとって「正統な」教義の座を占めるに至っていたマルクス・レーニン主義への疑義が示されはじめたことがある。

1980年代韓国へのマルクス・レーニン主義の影響はきわめて大きかった。南北分断後の韓国では、マルクス主義は長いこと権威主義的国家に厳しい統制にあい、社会的禁忌の領域におかれてきた。しかし、1980年代にはいり、まずルイ・アルチュセールなどの構造主義的マルクス主義にたいする関心が生じ、ついでマルクス、レーニンの原典に関する研究、それらに依拠した韓国社会の変革に関する論議も行われるようになってきた。1980年代半ばになると、グラムシのヘゲモニー論が紹介され、関心を持たれるようになってきた（大畑 2011: 16）。

しかし、1980年代後半にはいると、ソ連東欧圏の民主集中制の崩壊と西欧社会民主主義の危機（官僚制の弊害、新しい社会運動の拡大）という情勢認識に基づき、マルクス主義と民主主義の関係のとらえなおしが言われるようになり、それが韓国に市民社会論が導入される契機となる。

韓国への市民社会論の導入において力があつた、社会学者、韓相震はリーディングス『マルクス主義と民主主義』の序言において、「マルクスの理論を伝統的路線の陥穽から救出すべく、社会主義と自由主義の価値ある要素を、新たな基礎のうえに折衷し、総合することで、新たな方向の民主主義を模索する」（韓相震 1991: 17）と宣言した。

また韓相震（1991: 19-27）は、マルクスのフランス二月革命の評価から「制度内の改革と民衆的社会運動を包括する『二重過程としての民主主義』」のビジョンを導出しようと主張した。そのうえで、このような「二重過程としての民主化」の論議は「グラムシの遺産を受け継いだポスト・マルクス主義者たち」によって進められているとして、コーヘンとアラトーの論文「政治と市民社会概念の再構築」（Cohen and Arato 1989）にも言及している。

韓相震が目するコーヘン、アラトーの主張の焦点は、いっぽうで「新たなアイデンティティ、新たな社会規範、新たな連帯のための社会運動とアソシエーションの意義」を強調し、他方で「政治改革者の役割」を強調する「民主主義の二重的側面」という点である。つまり、市民社会が「政治改革者」を媒介として、いかに国家と経済に影響を及ぼしうるかが注目されている。

### 3-2 国家と市民社会

ヨーロッパの新しい市民社会論が導入される以前から、「国家」「市民社会」は韓国の社会科学者たちにとって未知の概念ではなかった。それどころか、官僚的権威主義国家論の定式化を韓国に適用し



ようとした政治学者たちの作業は、「市民社会論ルネサンス」に先行して行われていた。

韓国における国家の基本的性格をどう規定するかについては、少なくとも市民社会論導入期の1980年代後半においては、韓国の多くの論者たちのあいだに大まかな合意があったと考えてよい。用語の多少の違いはあるが、朴正熙政権期に構造が形作られた官僚的権威主義国家として国家の基本的性格はとらえられる。いわゆる開発独裁型国家と言ってよいが、このような「強い国家」、韓完相（1992:17）のネーミングによれば「過大成長国家」は産業化を主導するエージェントとして位置づけられてきた。すなわち、国家は市民社会を強権的に弾圧するだけでなく、市場に積極的に介入して経済発展を誘導する。資本家階級と労働者階級自体も、介入主義的国家によって「生みだされた」存在とみなされる。

重要な論点となったのは、1987年の協約的民主化は韓国の国家のこのような性格を変える契機となったのである。3-3-2でみる李鍾昨による1990年代の韓国民衆運動の課題の整序は、国家の性格変化に関する論議を前提として展開される。

いっぽう、「市民社会」は、このような国家の「外部」に存在すると想定される、不定形の領域である。韓国の知的風土においては、国家に比べて市民社会にはあまり関心が注がれてこなかった。したがって、市民社会のイメージは国家のそれと比べるとほんやりとしてしまい焦点を結ばないのだが、官僚的権威主義国家の成長戦略の結果として生み出されつつ、同時に抑圧されてきた領域という共通の理解が存在してきたと言える。

ただ同時に「市民社会」概念は、一般的に、市民革命期を起点とする西欧思想史上の概念として理解される。韓国とは異なった歴史・文化的条件下にある社会の自己認識の手段として生まれてきた思想史的概念を、現代韓国社会の分析にどの程度、どのようなかたちで適用可能かが核心的な論点のひとつとなる。

このような市民社会概念の理解は、90年代以降の韓国市民社会論のスタンスをも規定している。市民社会の概念把握には論者によって一定の幅が見られるものの、マルクス主義的な市民社会理解が採用されている場合が多い。すなわち、韓国の市民社会の「ブルジョア市民社会」的側面を批判的に把握しようとするのである。「市民社会」は階級性をもって把握され、「新しい型の」市民社会論では、社会の中心となる社会層は「ブルジョア」ではなく「中間層」となっているというような置き換えがなされていると言ってもよい。市民社会はそれを構成する特定の階層と結びつけて把握され、単なる階層的規定以上に「実践論理」に注目する金成國（1992）などを例外としてそこから大きく離れた規定はみられない。

### 3-3 民衆と市民、民衆運動と新しい社会運動

#### 3-3-1 民衆から市民へ？

新しい型の市民社会論は、1980年代以降の韓国の社会科学における「民衆から市民へ」（崔章集 2009）の転換の文脈において導入されたと言える。そのような転換点を韓相震の論文「社会変革運動の民衆性に関する理論的・経験的考察」（1990）は比較的早い時点で端的に示している。

この論文の目的は、明確で実践的である。「1980年代の変革運動を反省的に検討し、民衆性の条件を究明すること」、より具体的には「1987年六月抗争が勝ち取った広範な『民衆連合』が、なぜその後、困難に直面したか、そして、その困難をいかに克服しうるか」という問いに答えることが、この論文の目的である（韓相震 1990: 439）。

韓相震は、この問いに答えるにあたって、圧縮的近代化を経つつある韓国社会の変革運動には「伝統的な」階級モデルが最もよく適合するという主張への疑義を提起する。「伝統的な」階級モデルに依拠する論者たちは、六月抗争後に「民衆連合」が困難に直面した要因を、その一翼を担った中間層の保守化に求めようとする。しかし、韓相震（1990: 446-452）は、ソウル大学社会科学研究所（と東亜日報社）が行った意識調査の結果に基づいて、主張される「中間層の保守化」を裏づける経験的根拠は弱いと指摘し、民衆連合の弱体化をもたらした主因を、六月抗争が終結した後、7～8月の「公安政局」の局面において、民衆運動が示した理念の「非現実的な急進化」に求めようとする。

韓相震は、韓国社会の変革主体として「基層民衆」と「中間層」との中間的な政治的態度を有する「中民」に注目し、基層民衆と中民の連合の可能性を重視する。その連合の強化の妨げとなる「(変革)理念の非現実的な急進化を防ぐ」（韓相震 1990: 456）ことが強調される。具体的に民衆連合を弱体化させた要因として、「社会運動の非弾力性」——「変革を要求する多様な勢力が成長しており、それらのあいだの連帯が可能だったにもかかわらず、社会運動はそれらを束ねて新たな中心を作り出すことには弱かった。また穏健路線を十分に認め、大衆性を持った路線を実践する点に関しては、相対的に非妥協的だった」——や「社会運動と変革理念のあいだの距離」——「労働運動、農民運動、貧民運動、中産層運動などの社会運動は制限された範囲内ではあったが、生活に直結した問題領域において具体的な争点で大衆性を得ようと努力したが、変革理念はそれらとはかけ離れた抽象的で観念的な水準で、階級的党派性と社会主義革命を主張した」——が指摘される（韓相震 1990: 452）。韓相震は、「言説構成体」という概念を造語し、韓国社会において「言説構成体」が果たす役割に注意を促す。かれによれば、特に深刻なその現れは、民主主義の理念をめぐる次のような混乱である。

いっぽうでは、多分にスローガン的な水準で「自由民主主義」を統治の名分として打ちだすかと思えば、他方ではこれを「ブルジョア民主主義」と規定して非難する過程で多くの葛藤と混乱が作りだされた。このような混乱のうちに、一部の急進勢力は、民主主義の価値を漸進的に増進するのではなく、これを簡単に超越したり、これと矛盾する概念を代弁していたりするかのように見えたのである。「民衆民主主義」をめぐる多くの混乱はその端的な例と言える（韓相震 1990: 458）。

### 3-3-2 民衆運動をめぐる展望（李鍾旰）

論集『韓国の国家と市民社会』（韓国社会学会・韓国政治学会 1992）の巻末は、1990年代韓国における社会運動の展望を示すふたつの論文、李鍾旰「韓国社会変革運動の課題と展望——独自の政治勢力化と関連して」と李時載「90年代韓国社会と社会運動の方向」で締めくくられている。しかし、李鍾旰論文と李時載論文は、内容上ほとんど重なり合わないだけでなく、国家-市民社会関係と社会

運動の関連性をどのようにとらえるか（そもそもそのような観点をとるか否か）という点が大きく異なっている。

李鍾旼論文は、自らの分析対象を、労働運動を中心とした民衆運動（「社会変革運動」）にしぼる。

90年代韓国の社会運動の地形変化をみる際、李鍾旼がもっとも重視しているのは、前述した第五共和国（全斗煥政権）から第六共和国（盧泰愚政権）に向けての韓国国家の性格変化をどのように把握するかである。李鍾旼は、第六共和国期の国家の性格を、（1）基本的に第五共和国期から変化していない軍ファシズム国家として把握する見解と、（2）第五共和国期の軍事独裁の類型から独占資本のヘゲモニーが貫徹する方式へ支配構造の変化がみられるとする見解に大別しており（李鍾旼 1992: 431）、自らは（2）の見解を採るとする（李鍾旼 1992: 438）。さらに国家の性格の把握をめぐって（a）民衆運動内部の分化、（b）民衆運動と他の種類の運動への社会運動セクターの分化が生じたとみる。

（a）民衆運動内部の路線の分化：李鍾旼は、上記の（1）（2）の把握の区別に従って、民衆運動内部に組織構想の分化が生まれたと説明する。（1）のように国家の強権的な統制が継続していると見た人たちは、非合法闘争を主張し、そのために非合法前衛組織ないし非合法統一戦線組織を想定した。これに対し（2）のような国家の性格変化を見出す人たちは、労働者階級の政治勢力化のために、選挙・議会戦術を重視し、そのための基盤としての合法政党の必要性を想定した。民衆運動内部の論争としては、（2）の立場が優位を占めたとみなすことができる。ただ李鍾旼が重視しているのは民衆運動内部に（1）と（2）の戦術的分岐が生じたということよりも、いちおう優位となった（2）の合法政党建設論をめぐって、さまざまな反批判、論議がなされていき、結果として「どのような合法政党なのか」という論点をめぐって、合法政党建設をめざす運動勢力の間にさらに細かい分岐が顕在化していくという点にある（李鍾旼 1992: 431-433）。

（b）民衆運動と他の形態の運動への社会運動セクターの分化：李鍾旼は、第六共和国に向けての国家の支配構造の変化と社会運動の構造変化のあいだにある種の非対称性を見出す。国家の支配構造が独占資本によるヘゲモニーに依拠するものに変化したにもかかわらず、運動の側にはそのような支配に抵抗しうる、労働運動ないしは労働者階級を中心とする再編が行われたわけではなく、進行したのは、「反独裁抵抗運動」に結集していた多様な階級・階層それぞれの利害を代弁する諸集団の分化であった（李鍾旼 1992: 438-439）。

ソ連東欧社会主義圏の崩壊と支配勢力の再編に対応して、民衆運動の外部に「根本的な変革路線」を放棄する市民運動や、文化、芸術におけるポストモダニズムの傾向が生じた。李鍾旼の見解によれば、そのような「分派」の出現は「世界的水準における変革運動の挫折と失敗」、さらに「87年民主化の挫折」の象徴であり、韓国の社会運動の危機的状況を示すものとされる。このような危機的状況を乗り越えて、韓国社会の変革という課題に正対するためには、民衆運動には（特に労組形態での）大衆運動としての拡散と政治勢力化が不可欠であり、そのためには選挙及び議会戦術の位置づけが重要となってくるというのが李鍾旼（1992: 439-440）のビジョンである。

### 3-3-3 新しい社会運動をめぐる展望（李時載）

新しい社会運動に着目して1990年代における韓国の社会運動の展望を述べる李時載（1992）の視座は、李鍾昨（1992）のそれとは根本的に異なっている。

李時載は、1980年代の韓国においては「どのような問題領域においても生産関係に根ざす矛盾と葛藤が依然として強く」「階級こそが社会分析におけるもっとも効率的な枠組」（李時載 1992: 441）だとされる傾向があったことを指摘する。そのいっぽうで1980年代末から90年代初頭にかけて、「ペレストロイカと東欧社会主義の没落、ドイツ統一と旧ソ連における諸民族の独立運動、そして東欧における環境破壊の現実」などの諸問題が登場してきた。また韓国における1991年の地方選挙及び92年の総選挙における保守政党の勝利と「進歩」勢力の政治勢力化の失敗に注意を喚起する。

しかし、李時載は注意深く、このような「東欧の変化と国内政治の保守化」（李時載 1992: 442）が韓国における新しい社会運動の必要性を裏づけるものとはならないことも指摘する。李時載が提起するより根本的な問題は、従来の社会理論である「労働理論と階級理論」によっては、1990年代の韓国に登場した新たな社会問題群（都市問題、環境問題、教育問題、女性問題等）を十分に解明することができないことである（李時載 1992: 442）。

李時載（1992: 450-454）は、1980-90年代韓国において都市問題、環境問題が深刻化した背景に関してアラン・トゥレーヌの運動論を援用しつつ、労働市場における分配の問題に対応しようとする（従来の）労働運動と、都市問題、環境問題に対応する地域運動、環境運動とが、運動の場-主体性-敵対性-全体性という諸次元において、いかに異なっているかを示す。さらに運動が社会構造における組織-制度-体制というどのような水準を主として変革しようとしているかという運動の「構造水準」に注目する（李時載 1992: 455-456）。李時載（1992: 456-457）は新しい社会運動の内部でも運動が対応する構造水準に違いがあることを指摘する。たとえば経実連（実名で挙げられている）の場合、扱っているのは、ほとんど「制度」水準の対応であるのに対し、環境運動の場合は、（公害の発生源となるような）「組織」水準の対応が大部分であるものの、運動の深まりによっては体制-価値観の水準まで扱うことになるものとされる。

このような李時載の韓国の新しい社会運動論に、前述の国家-市民社会関係はどのように反映されているだろうか。李時載は、新しい社会運動こそが、90年代における韓国の市民社会を代弁、代表する主体だとみなす。反面、李時載はほとんど「国家」を語らない。その自己抑制が意図的になされたものであることはこの論文の結論の次のような一節に明確に示されている。

ここまで1990年代の社会運動の方向と課題を、新しい社会運動を中心に検討した。ここでは、階級闘争、民族問題、国家権力、外勢といった「巨大な」問題は扱わなかった（李時載 1992: 464）。

「階級問題と民族問題が重要でないということではない。このような巨大な概念範疇は、90年代の韓国社会の重要問題を解明し、解いていくには十分ではないということである。」と李時載（1992: 464）は続けている。李時載が言わんとすることは明確である。ただ李鍾昨の場合は、否定的ニュアンスが

付与されていても、民衆運動とその「外部」である「改良主義的な」市民運動との関係が問題とされているわけであるが、李時載は、この論文においては、労働運動と地域運動、環境運動の特性の違いに注目した類型化は行っているものの、労働運動と地域運動、環境運動の韓国社会における関係性については語っていない。

李鍾昨と李時載が、1990年代の韓国社会運動の展開について、それぞれ鋭い考察を展開したにもかかわらず、かれらの論議がほとんどお互いに重なり合っていないことは、当時のかれらが、韓相震が指摘した「民主主義の理念をめぐる」「混乱」の渦中にいたということを意味する。さらに本稿2章で検討したヨーロッパの新しい型の市民社会論と立場上、より深い関連を示してよいはずの李時載の論議は、トゥレーヌの社会理論の援用に基づいており、キーンやアラトーらの論議は参照されていない。このような限界が、次にみる二次にわたる市民社会論争の中でも顕在化する。

### 3-4 第一次市民社会論争——グラムシをどう「受容」するか

第一次市民社会論争が行われた当時の韓国の知的文脈について簡単にふれておく。1980年代後半、韓国の「在野」及び学界の一部では「韓国社会構成体論争」と呼ばれる大がかりな論争が展開された。韓国社会の性格を「国家独占資本主義社会」「周辺資本主義社会」のいずれとみなすかに対応した社会変革戦略の選択をめぐるなされた第一段階の論争、同じく韓国社会の性格規定をめぐる「植民地半封建社会論」と「新植民地国家独占資本主義論」が対峙するなかで、前者の規定と結びついた「民族解放民衆民主主義革命論」が変革路線論争の中で優位を占めた第二段階の論争に続いて、80年代末に至ると、この論争はさまざまな論点に拡散し、現存社会主義の危機・改革をめぐる論争あたりで終着を迎える（大畑 2011: 65-66）。「韓国社会構成体論争」終息以後に批判的社会科学における中心的論点の空白を埋めるべく試みられたのが市民社会論争だとみなすこともできよう。

第一次市民社会論争をみるうえで鍵となるのは金世均の論文「『市民社会論』のイデオロギー的含意批判」（1995a）とそれに対する姜文久（1995）のコメントであろう。金世均に対する姜文久の批判のしかたが、論争の射程を決めたとも言える。

金世均（1995a）は「現在、浮上している「市民社会論」のイデオロギー的含意と、それが社会の民主変革過程において占める意味を批判的に解明する」（金世均 1995a: 151）ことを目的とし、「マルクスのbürgerliche Gesellschaft論」「グラムシのsocietà civile論」「現時期の新しい「市民社会論」」「韓国における「市民社会」論議」を順次検討する。「現時期の「新しい市民社会論」」として金世均が挙げているのは、(1) 新保守主義的市民社会論、(2) マルクス主義的市民社会論、(3) ポスト・マルクス主義的市民社会論である。(1) は、経済に対する社会民主主義的な国家介入に反対し、企業活動の自由、社会福祉の削減を擁護する特徴を持つとされる。(2) については、「ソ連東欧の『国家社会主義』体制の没落を経験しつつ、没落のもっとも重要な要因を東欧社会主義体制における『グラムシ的な意味での市民社会』ないしはプロレタリアート階級の社会的ヘゲモニーの欠如に求める」（金世均 1995a: 169）考え方という理解が示されている。最後の(3) は、「今日の既存の社会民主主義と現存社会主義の国家主義的实践、及び新保守主義の潮流のすべてに批判的な『マルクス主義的自由主義者』、及びこ

れまでの国家主義的实践を批判する『新社会民主主義者』が代弁している理論」(金世均 1992→1995: 169)であるとされ、その特徴を「国家外部の政治」を積極的に思い描き、新しい社会運動が果たす役割に注目する点に求めている(金世均 1995a: 171)。

「『市民社会論』のイデオロギー的含意」に関する批判の対象として金世均がもっとも問題視していたのは(3)だったと言える。金世均によれば、(3)は従来のな「『ブルジョア民主主義改革論』の水準を大きく抜けだすものではない。」(金世均 1995a: 171) 金世均(1995a: 171-178)はその問題点を次の三点にわたって指摘する。

第一に、(3)は「民主化された」国家と市民社会は、社会の経済的不平等構造と対立関係にあるとみなす。このような理解によって「国家と市民社会が資本主義経済とのあいだに取り結んでいる内的連関性」が見失われてしまう。

第二に、(3)は、市民社会と公共圏の重要性を主張する。しかし(金世均の見解に従えば)社会を変革するためにより重視すべきであるのは、大衆運動と大衆政治、なかんずく「大衆的階級闘争」である。

第三に、(3)は、国家官僚機構の肥大化と社会生活の官僚制化に対して批判的であるにもかかわらず、国家官僚制を近代社会の必要条件とみなして、その潜在力に期待をかけるという不徹底さを示す。このような官僚制に対する楽観的評価は、(3)の国家観が「本質的に非階級的」あることに起因する。

金世均(1995a: 178-184)は、続いて「韓国における「市民社会」論議」として、韓国で論議されている市民社会論を「自由主義-ブルジョア民主主義改革論」と「ポスト・マルクス主義改革論」とに大別して検討する。この節の論議は、韓国における具体的な政治・運動状況にてらして、これらの市民社会論の論理を批判する展開になっているが、市民社会論の内実のとらえ方についての実質的論点は、前節「現時期の新しい「市民社会論」」でほぼ出尽くしていると見てよい。

このようにあくまでも「イデオロギー的含意の批判」という観点から市民社会論にアプローチするという立ち位置の限定はあるにせよ、1990年代初頭の時点における市民社会論がはらんでいる諸問題について、その学史的系譜もおさえつつ包括的に検討しようとした金世均に対する姜文久の批判はきわめて限定された論点に対してなされている。

姜文久(1995)が問題にしているのは、実質的に金世均論文の「グラムシの *società civile* 論」の部分のみである。グラムシの理論が、労働者階級の体制内化、階級闘争理論の改良化をもたらすという趣旨の金世均の解釈は、一面的だと姜文久は指摘する。「明らかなことは、グラムシの内にさまざまな解釈の余地が存在しているが、そのこと自体はグラムシ思想の害ではないということである。むしろそれはグラムシ思想の豊かさを裏づけており、それを解釈、適用するうえでの創造性を要求している。」(姜文久 1995: 195)

姜文久は、金世均論文の「現時期の新しい「市民社会論」」の部分に対するコメントは行わない。グラムシに関する議論に続いて「韓国における「市民社会」論議」の部分に短く言及し、韓国における市民社会論については「グラムシの変革理論を韓国の状況に適用しようとして生じた問題なのか、グラムシ解釈における問題なのか、それともグラムシとはあまり関連のない(市民社会がいくぶん強調

された)改革論の問題なのかさだかではない。特に金教授が批判の主要対象とした、韓相震と金成國のブルジョア改革的的市民社会論は、グラムシ市民社会論や変革理論と深い関係があるとは思えない。」(姜文久 1995: 195)とコメントする。要するに、金世均による韓国内の「市民社会」論議の批判的検討は、姜文久にとっては問題のとらえ方の位相自体がはっきりせず、もっとも重視すべき思想動向と深く結びついた、検討する価値がある論議になっていないということであろう。

このように姜文久が金世均のグラムシ解釈のみを集中的に問題にしたことにより、市民社会論争は、「グラムシの韓国的受容」をめぐる論争に限定され、その後の議論の進み方はあらかじめ見越せるような範囲に収斂してしまう。

姜文久の批判に対して、金世均(1995b)は、自らはグラムシの思想を「マルクス主義市民社会論」に属するものと理解していると弁明する。金世均の理解によれば、グラムシの思想は、レーニンの思想の延長線上にある革命的階級闘争の理論であるが、改良主義的に解釈しうる点を含んでおり、その意味で、ある点、マルクスやレーニンよりも「後退」している。韓国の変革運動はグラムシを「再占有」するだけでは不十分であり、「グラムシを超えて進まねばならない」と金世均(1995b: 202)は主張する。

このような金世均と姜文久の討論に対し、韓国社会が直面している市民運動論や変革論の再定立という課題を、グラムシ解釈の問題にすりかえてはならないと警告する白旭寅(1995)や、市民社会を階級支配の場としてのみ把握する金世均の一面性を批判し、グラムシが示す「階級闘争の場としての市民社会」の含意に依拠した、独自の国家/市民社会/経済社会の三者関係モデルを提示する兪八武(1995a)が加わって、論争は進む。

金世均は、市民社会論をさまざまなバージョンに類型化し、それぞれのバージョンにてらして、その「イデオロギー的含意」を批判した。姜文久は、金世均の全面的批判に対し、韓国の社会的文脈を念頭におきつつ、ある種の市民社会論の可能性を条件つきで擁護しようとしたと考えられる。姜文久は、金世均のグラムシ理解の一面性を指摘することでその意図を達成しようとした。このような論争の流れに対し、白旭寅、兪八武らが、重要なのはグラムシ解釈それ自体ではなくて、韓国における市民社会と市民運動の評価にそれを結びつけることだという趣旨の指摘をなすことで論争の焦点はまさに「グラムシの韓国的受容」の可能性へと収斂することとなった。

当時の韓国の知的・社会的状況を勘案すれば、このような論争の展開はなかば必然的だったと言えるかもしれない。ただ、このような展開において、金世均が最初の論文で指摘したポスト・マルクス主義市民社会論への批判をめぐる論点は直接的には深められないまま放置されることとなった。2章でみたキーンらやアラトーの議論を韓国の状況と批判的に関連づけるとすれば、その点こそ問題にしなければならなかったにもかかわらずである。

### 3-5 第二次市民社会論争——市民社会の両義性へ

1990年代半ばから2000年代初頭にかけて行われた第二次市民社会論争の中心となった、政治学者、孫浩哲と社会学者、金成國の市民社会論をめぐる基本的立場は、次のように要約しうる。孫浩哲にとっ

て、市民社会論は一定の分析力は有するものの、「伝統的な階級分析、特に国家（マルクス主義的な意味での）-民衆モデル」（孫浩哲 2001: 43）の補完モデルたりえるに過ぎない。孫浩哲（2001: 31-32）は、韓国民主化の基本的な対立軸を「国家対市民社会」にではなく、「国家対民衆（民衆運動）」に見出そうとする。これに対して金成國（2001）は、無政府主義的社会観への親和性を示しつつ、韓国における市民社会論と新しい社会運動の可能性を擁護する。

孫浩哲と金成國の論争は多くの論点に及ぶものとなったが、その中でキーンとアラトーのあいだにみられた国家-市民社会関係をめぐる二分モデルと三分モデルの対立にも言及されることとなった<sup>2)</sup>。この点については、さまざまなモデルの比較に立って、国家-市民社会-土台という三分モデル（アラトーとコーヘン（Arato 1989: 144）が示した、国家-経済-市民社会という三分モデルとは明確に異なる含意を有するものであるが）の相対的優位を認める孫浩哲（2001: 21）に対し、三分モデルの含意を取り込んだ、独自の国家-市民社会という二分モデルを固守する金成國（2001: 65）という対立が生じた。これに金ジョンフン（金正勳 2001）、兪八武（2001a）が加わり、論争の流れとしては、（論者によって術語の違いはあるものの）国家と市民社会とに、何らかの経済的な含意を有する第三項を加えた、三分モデルへの支持が優勢となる。

このようにヨーロッパと韓国でともに論点となった市民社会論における二分モデルと三分モデルの対立は、新しい型の市民社会論における次のような未解決の課題の所在を示すものと言えよう。すなわち、市民社会を（伝統マルクス主義のように）ブルジョア社会としてではなく、私的ネットワークと結社の領域として構想するとしたら、それと「経済」との関係をいかに設定しうるかという課題である。この課題は、本稿が扱っている1990年代から21世紀初頭の時点では、明確に答えられてはならず、その後、今日に至りつつ、社会的連帯経済、社会的企業、あるいは倫理的消費などの、さまざまな形態の実践の中で問われ続けているとみなすべきであろう。しかし、第二次市民社会論争においては、市民社会をめぐる二分モデルと三分モデルの問題が提起された意義にまで深く立ち入ったの論議、考察は見られず、彼我のモデルの論理的整合性の検討、新しい型の市民社会論を上部構造-土台という伝統的マルクス主義の図式と折衷しようとする志向、さらには、資本の基底性を重視する孫浩哲に対し、暴力的な国家を共同体的性格を有する存在へと転換する戦略を模索する金成國という、論者たちの思想的立場を反映した対立などの、新しい型の市民社会論の有益性を生かすのが難しい袋小路に入りこんでしまった感がある。第二次市民社会論争の今日なお評価できる理論的成果としては、孫浩哲と金成國の論争に関連してなされた金ジョンフン（金正勳 2001）の次の三点のコメントに注目すべきであろう。

第一に、金ジョンフン（金正勳 2001: 145-146）は、韓国の市民社会論が担わされている理論的宿命を、市民社会の両義性の問題としてとらえる。市民社会は民主主義（民主化）との関係において、時にはその進展を促進する要因として位置づけられ、時には逆にそれを阻害する要因として位置づけられる。このような韓国における市民社会の両義性問題を解くためには、市民社会の問題を、韓国社会の歴史的発展過程の中に位置づけなければならない。金ジョンフン（金正勳 2001: 146）は韓国の圧縮的近代化過程における「非同時性の同時性」の現れに注目して、市民社会の概念化をなすべきと主張



する。

第二に、市民社会を国家ないし政治社会を民主化するためのエージェントとして肯定的に位置づけるだけでなく、同時に内部的改革を要する対象として示す。実際に韓国の市民運動が「市民社会の民主化」に寄与したという観点からの評価がなされ（金正훈 2001: 144）、市民社会内部の縁故主義、権威主義が改革課題として示される（金正훈 2001: 156）。

第三に、韓国の市民社会を「多元的公論領域」として把握する視角が示される。ここで金ジョンフンが「多元的」という用語を用いている理由は、韓国の「公論領域」が「保守的公論領域」と「進歩的公論領域」に大別しうることを前提としつつ、「多元的公論領域」という概念を受け入れることによって、民主主義の源泉であるとともに草の根保守主義の場ともなる市民社会の独特性とそれを構成する諸主体を明らかにすることができる（金正훈 2001: 155）ためである。

### 3-6 市民社会論争を超えて — 市民運動の現実と評価

以上検討した第一次、第二次市民社会論争から共通にみてとれるのは、韓国における市民社会論は、社会運動（民衆運動、市民運動）の路線や戦略の問題と切り離しがたく結びついていることである。言わば、運動論なしに市民社会論はありえない。そのことは、韓国の論者たちには、あらためて指摘する必要もない自明の前提となっているのであろう。しかし、とりわけ韓国における現実の市民運動の展開からは、市民社会論争の論点の射程を超える問題が生じ、それが新たな課題として提起されていく。

#### 3-6-1 第一次市民社会論争期

第一次市民社会論争期の市民運動論に広く共通してみられる特徴は、市民運動を民衆運動との関係において論じ、評価する点である。

元鍾讚（1995）は、教師として教育現場で取り組んだ具体的な運動実践に基づいて臨場感の強い考察を展開している。元鍾讚が取りあげている運動事例は、仁川市に所在する大規模私学である「善仁学園」の「正常化」を求めて教員、生徒学生、仁川市民が協働して取り組んだ「善仁学園正常化闘争」である。善仁学園問題の経緯は本稿では省略するが、教師を主体とする「汎善仁学園正常化推進教師委員会」と市民を主体とする「善仁学園事態を憂慮する市民の集い」がともに要求した事項（学園理事陣の刷新と、学園の市立化・公立化の方向性）は、政府（教育部）によって認められ、正常化闘争は基本的に運動側の勝利に終わったとみてよい。

元鍾讚（1995）は、正常化闘争を勝利に導いた大きな要因を、教師と生徒学生による「民衆運動」（つまり、学生運動と、教育労働者としての教師による労働運動）と市民による運動のあいだに「実質的な連帯と協力関係が成り立った」点に見いだす。正常化闘争において民衆運動は、生徒学生を動員した授業拒否、学校施設の占拠、座り込みを通じて、運動の動員力と闘争性を担い、市民運動は事態解決の方策の提案をめぐって専門性と「高度な情報に依拠する世論形成」の役割を担ったと元鍾讚はみる。しかし、同時に元鍾讚は、このような民衆運動と市民運動の結びつき自体の内に民衆運動、市

民運動それぞれの問題点と課題を見出そうとする。

民衆と市民は現実にはひとつの身体であり、別々に存在するわけではない。闘争性が民衆運動の占有物、そして専門性が市民運動の占有物ようになり、あたかも行動部隊と専門部隊が別々に組織されるべきだと信じるというなら、民衆運動と市民運動の双方に不具合があるということになり、その不具合を乗り越えるうえで限界にとらわれてしまう。そうすると、民衆運動と市民運動はむしろ競争関係になりやすく、お互いに並行線をたどってしまうだろう（元鍾讚 1995: 364）。

韓国における「民衆運動」と「市民運動」の理念的分化を反映した両者の現実の運動体としての分化、にもかかわらずそれぞれの運動の「担い手」とされる「民衆」と「市民」は、現実には「ひとつの身体」だという実際の運動-生活局面における矛盾を元鍾讚は直視している。

「並行線をたどってしまう」危険性を有する市民運動と民衆運動それぞれの問題点は次のように指摘される。市民運動の場合、「国家による強制的規制」をおそれるあまり「行動が去勢された専門性」を示すことになり、「言説」のレベルを超えることが難しくなる。民衆運動の場合はこれとは逆に、国家によるヘゲモニーの下、民衆運動が依拠する実力行使は国民多数の共感を得ることができなくなっていき、民衆運動は孤立化する。民衆運動は1980年代的な闘争方針を見直さなくてはならない時点に来ているにもかかわらず、民衆運動が新たな時代に必要な「専門性」をどのように獲得し、行使していくかの進路は明確ではない（元鍾讚 1995: 364-367）。

元鍾讚は、運動の困難と課題を直截に示していくにあたり、学術的な注記はあまりとらない。しかし、このような民衆運動と市民運動のジレンマをもたらす背景として、グラムシ的枠組、すなわち「強力とヘゲモニーを兼ね備えた国家装置の統制力」という要因が考えられているのは明らかだろう。問題は、そのようなグラムシ的図式が、民衆運動論-市民運動論に積極的な展望をもたらすうえで目にみえるようには寄与していない点である。

元鍾讚に比べ、兪八武（1995b）における市民運動への評価はさらに厳しい。兪八武（1995b: 377-378）は、韓国における市民運動の拡大を促した要因として「市民社会の領域的拡大」「既存社会主義の崩壊と民衆運動に対する権力的弾圧」「市民社会のヘゲモニー」を指摘する。このような背景を念頭におきつつ、兪八武は、市民運動は「どのような点で新しい」と言えるのか、また「西欧的な意味での『新しい社会運動』のような性格を持つ運動なのか」という問いを提起する。

兪八武（1995b: 378-3781）は、市民運動の新しさを、(1)「超階級的」な争点、(2)「民衆」と自らを同一視せず、「市民」という超階級的な主体性を有する、参加者の主体性、(3)社会体制の部分的変化という運動目標、(4)合法的な運動方法という4点にまとめている。そのうえで韓国の市民運動と「西欧的な新しい社会運動」の相違性を次のように指摘する。

韓国の新たな運動は、西欧の新しい社会運動のように脱物質的関心を反映している点はあるが、市民圏運動であると同時に民主化運動、それも合法的な民主化運動という独特な性格を同時に帯

びている点が異なる（兪八武 1995b: 384）。

しかし、兪八武は結論として次のような「市民運動の二面性」を批判的に指摘している。

市民運動は二面的性格を帯びる。市民運動はいっぽうでは国家権力を批判、監視して、市民的権利を貫徹させることによって、民主主義を実行し拡大する等の意味を帯びるが、他方では行為者、すなわち運動主体の意図とは関係なしに国家権力、ひいては社会体制を正当化し維持する、保守的なイデオロギ－的機能を遂行するはずである。それゆえ、市民運動は自らの活動を越えた「巨視的政治的効果」を考慮すべきであり、対症療法的で近視眼的な運動慣行に埋没すればするほど、自らの活動が意図とは無関係に、保守イデオロギ－的機能をより多く果たすという点も認識しておかなければならない（兪八武 1995b: 387）。

### 3-6-2 第二次市民社会論争期

3-5でみた金ジョンフンの指摘は、市民社会論争が、十分に韓国の市民社会に固有の歴史性を考慮してこなかったのを指摘したという点において重要である。しかし、ある意味、韓国の市民運動実践により深く根ざした、韓国の市民運動の「現実」が、以上みたような「理論的論争」を「追い抜いて」しまっていることを示唆する指摘もなされている。第一次、第二次韓国市民社会論争が明示的にはフォローしていない、そして、市民社会論ルネサンスの起点となった東欧や西欧における現実から提起された論点とももちろん異なっているが、それと呼応しつつ、市民社会論の新たな展開をもたらしうる論点を四点挙げておこう。

第一に、市民運動の現場からみた市民社会論争の不適切性に対する批判、ないしはそれへの違和感がある。1990年代以降の韓国市民運動を代表する団体のひとつである「参与連帯」幹事の洪日杓は、韓国における市民社会論争には「市民団体についての実証的分析を見出すことができない。『もともと市民社会とはかくかくのものであるがゆえにしかじかの問題がある』とか、反対に『もともと市民社会とはかくかくの特性を帯びているためしかじかの可能性を持っている』というような論争が繰り返されたが、それ以上でもそれ以下でもなかった。」（洪日杓 2001: 282）と痛烈に批判し、1990年代当初の韓国には、官製団体や消費者運動体とは異なった性格を持ちつつ、独自の活動をしている市民運動団体はまだ少なかったため、市民社会論争は「現実」を反映したものとはなりえなかったとみる。

続けて、洪日杓は、市民運動団体数の急激な増加をみた1990年代後半の韓国において、逆に「過去のような市民社会論争は言うに及ばず、市民団体、市民運動に関する研究自体がまともに生じていない」と指摘する。「1990年代初頭に熾烈な論争が繰り返された、まさにその諸主題——市民社会と政治社会の関係、市場と市民社会、市民運動と労働運動、市民運動の理念的基盤と現実、市民運動が駆使している運動戦略及び戦術、市民運動の構成員についての実証的分析など——は、いまや『現場の熾烈な悩み』として進行しているにもかかわらず、理論陣営はそれに対してこれといった関心を示していない。1990年代初頭とは逆に理論が現実には追いつかない状態が生じているのだ」（洪日杓 2001:

283) と根本的な問題が指摘されている。

第二に、1990年代末から韓国で強調されてくる「NGO」概念のとらえ方の問題がある。兪八武(2001b)は、韓国内で活動する市民組織が「NGO」という名指しの下に一括され強調されてくる社会的・政策的变化を、(韓国型)「非政府運動」の勃興過程として概観している。このように市民運動をNGOとして把握し、それによって形作られる「市民セクター」をとらえていくという発想自体が、すでに「国家-市民社会関係をめぐる二分モデルと三分モデルのいずれがより適切か」というような市民社会論争の問題設定をすでに超えるものとなっているように思われる。

第三に、経実連、参与連帯に代表される韓国における「総合型」市民運動の性格把握の問題が挙げられる。西欧における新しい社会運動の特徴のひとつが単一争点型の運動という点にあったのに対し、1990年代の韓国においてその存在感が目立つようになる、これらの大規模で常設的な市民運動は、政府の政策分化に対応した多数の専門的分野から構成される多争点型の組織形態をとる。曹喜昞(2001a)は、このような韓国の総合型市民運動は、新しい社会運動と言えるのか、また、総合型市民運動は韓国に固有の例外的形態と言えるのかを論じている。曹喜昞の問題意識は当然のものと言えるが、それ以前にまず、なぜ韓国において総合型市民運動のような形態の運動が成立して定着し、政治社会に対して一定の影響力を行使しうようになったかがより立ち入って分析されるべきであろう。

最後に、2000年の国会議員選挙において特に注目された、市民運動のイニシアチブによって、特定の「不適と思われる」候補者に対して、所属政党が公認を行わないように働きかける(落薦)、あるいは選挙において投票しないように呼びかける(落選)運動をどう評価するかの問題がある。落選・落薦運動に関して曹喜昞(2001b)は、このような「市民社会による政治改革」の可能性をどうみるかの分析を行っている。落選・落薦運動への市民運動の取り組みのような事例にこそ、ヨーロッパの市民社会論ルネサンスにおいて示された「自己限定的急進主義」の枠組を修正のうえ適用することが可能だと思われるが、管見の限りでは落選・落薦運動のような代議政治への介入をめざす市民運動と自己限定的急進主義をはっきりと結びつけた分析はいまだになされていない。

#### 4 おわりに

西欧と東欧の市民社会論には、相違点と共通点が存する。相違点というのは、西欧と東欧における国家システムと社会運動の性格の違いである。問題となる国家の類型は、西欧の場合、高度に発達した資本主義国家の典型としてのケインズ型福祉国家である。これに対し、東欧の場合、権威主義的社会主義国家が問題とされる。このように体制上は対照的とも言える双方の国家システムが、それぞれの地域においてともに正当性の危機に直面したのである。社会運動としては、西欧の場合、日常生活における「新しい社会運動」の意味に探究の焦点がおかれる。東欧の場合、権威主義的社会主義国家に対峙する民主化運動が問題とされる。このような国家システムと社会運動の大きな性格の違いにもかかわらず、西欧と東欧をめぐる市民社会論は、ある理論的収斂点を共有する。それは、国家に「抗する」、国家から相対的に独立した「市民社会」(ないし「公共空間」)の存立可能性であり、その重

要性である。そのような「市民社会」は基本的に自発的結社の連合体として想起される。ただ特に東欧民主化過程に関するアラトーの論議にみられるように、市民社会の国家への「対抗」やそこからの「相対的な独立」の意味は、自己限定性という概念の下に慎重な、洗練されたかたちで定式化されている。

韓国における市民社会論の受容は、このようなソ連東欧圏の変革を無視して考えることはできない。ソ連東欧圏の変革が示した現存社会主義の動揺と解体への動きは、それまで韓国の「進歩的」陣営における理論的ドグマであった「正統」マルクス・レーニン主義への懐疑をもたらした。そのような懐疑を抱えつつ、自国の民主化過程に直面する時、必然的に「民主化を可能にする新たな理論枠組は何か」という問いが生まれることとなった。市民社会論は、そのためのオルタナティブとして受容されたのである。しかし、韓国において市民社会論の有意義性が簡単に承認されたわけでもなく、受容された市民社会論が「マルクス主義の遺産」から十分に自由になれたわけでもなかった。

ヨーロッパと韓国の市民社会論の論点の対比から明らかになるのは、1990年代韓国の市民社会論は、たしかにキーンやアラトー、コーヘンらの理論家たちの仕事に示されるような、ヨーロッパにおける市民社会論ルネサンスの影響の下に生じたものではあるが、だからと言ってヨーロッパで提唱された新たな型の市民社会論の単純な適用となっているとは、言いにくいということである。韓国の市民社会論の実質的に重要でありながら、まだ十分に開花していない理論的含意は、ヨーロッパの市民社会論の解釈、輸入というよりも、民主化以降における韓国市民運動の実践から生まれてきたと言えよう。

韓国の実践から提起されてきた重要な論点として、本論で指摘しえたのは、次の三点である。第一に、市民運動が民衆運動（労働運動、学生運動）との提携において示しうる、民主化のエージェントとしての可能性と、兪八武が指摘する、運動主体の意図とは関係なしに国家権力、ひいては社会体制を正当化し維持する保守的なイデオロギー機能を遂行しうるという、市民運動の「二面性」をどうとらえ、それをどう克服するか（克服することができるのか）という論点が提起された。第二に、市民運動の実践を通じて浮き彫りにされる、韓国の市民社会の固有の歴史性をどのように把握するかという課題が示された。第三に、経実連、参与連帯などの韓国の大規模な市民運動が示す「総合型市民運動」という、新しい社会運動に関してしばしば言われてきた「単一争点型」とは異なる、運動の形態把握の問題や落選・落薦運動にみられるような、市民運動と制度政治の接点に生じる新たな政治的戦術の位置づけといった問題が示された。

そして、それらの実践的課題を、アラトーが到達した市民社会の自己限定性の深い追究に基づく「国家に抗する市民社会」テーゼの見直しとどのように結びつけて、「ポスト市民社会」がささやかれる21世紀の状況において、どのように運動、市民社会、国家の関係を組み直していくかという課題は、韓国にも、ヨーロッパと韓国双方の理論と実践から学ぶ私たちにも残されている。

#### 注

- 1) Keane (1988a) Arato (1993) 兪八武・金皓起 (1995) 兪八武・金亨憲 (2001) には、既刊の論文の再録もかなり含まれている。本稿は、それぞれの論文の初出形に遡及することなく、上記論文集掲載のテキストを底本と

して分析を行ったので、文献一覧においても各論文の初出の記載は省略した。

- 2) キーンは、コーヘンとアラトーが、ユルゲン・ハーバマスの影響下に「政治・経済システムの論理」と「市民社会・生活世界の論理」を二分法的に位置づけるため、市民社会を経済的に受動的な存在とせざるをえず、かつ市民社会を（潜在的には）自由な領域としてもっぱら肯定的に、経済を必要の領域としてもっぱら否定的にみなすことになってしまうと批判した（Keane 1988b: 86 f.n.）。これに対して、アラトーは、自ら（とコーヘン）は、国家-経済-市民社会という代替的な三分モデルを提起しており、国家-市民社会という二分モデルに固執しているのは、キーン自身のほうであると反論した（Arato 1989: 144）。

### 文献

以下の四冊の論文集に所収の論文については、論文集を行頭の数字（Ⅰ）～（Ⅳ）で示す。

- （Ⅰ）Keane, John, ed., 1988, *Civil Society and the State: New European Perspectives*, Verso.  
 （Ⅱ）韓国社会学会・韓国政治学会編, 1992, 『한국의 국가와 시민사회』 한울.  
 （Ⅲ）兪八武・金皓起編, 1995, 『시민사회와 시민운동』 한울.  
 （Ⅳ）兪八武・金정훈編, 2001, 『시민사회와 시민운동 2: 새로운 지평의 탐색』 한울.

### 【日本語】

- 服部民夫・船津鶴代・鳥居高編, 2002, 『アジア中間層の生成と特質』 アジア経済研究所.  
 平田清明, 1966, 『市民社会と社会主義』 岩波書店.  
 岩崎育夫編, 1998, 『アジアと市民社会——国家と社会の政治力学』 アジア経済研究所.  
 大畑裕嗣, 1994, 「韓国における市民社会論の動向——『韓国の国家と市民社会』を読む」『思想』844: 129-144. (大畑(2011)に収録)  
 ——, 2011, 『現代韓国の市民社会論と社会運動』 成文堂.  
 ——, 2014, 「『日本における市民社会』をめぐる研究動向 1957-2013——定期刊行物掲載論文の概観」『明治大学心  
 理社会学研究』10: 69-76.  
 齊藤哲郎, 2004, 「現代中国市民社会論についての省察」『広島国際研究』10: 25-38.

### 【欧文】

- Arato, Andrew, 1989, "Civil Society, History, and Socialism: Reply to John Keane", *Praxis International*, 9 (1/2): 133-151.  
 ——, 1993, *From Neo-Marxism to Democratic Theory: Essays on the Critical Theory of Soviet-type Societies*, M. E. Sharpe.  
 Bobbio, Norberto, 1988, "Gramsci and the Concept of Civil Society", (Ⅰ): 73-100.  
 Cohen, Jean, and Andrew Arato, 1989, "Politics and the Reconstruction of the Concept of Civil Society", Alex Honneth, usw., hrsg., *Zwischenbetrachtungen: Im Prozeß der Aufklärung*, S.482-503.  
 Keane, John, ed., 1988a, *Civil Society and the State: New European Perspectives*, Verso.  
 ——, 1988b, *Democracy and Civil Society*, Verso.  
 ——, 1988c, "Despotism and Democracy", (Ⅰ): 35-72.  
 Hinrichs, Karl, Claus Offe, and Helmut Wiewenthal, 1988, "Time, Money, and Welfare-State Capitalism", (Ⅰ): 221-244.  
 Marx, Karl, and Friedrich Engels, 1846, *Die Deutsche Ideologie*. (1956, 古在由重訳『ドイツ・イデオロギー』岩波書店.)  
 Melucci, Alberto, 1988, "Social Movements and the Democratization of Everyday Life", (Ⅰ): 245-260.  
 Pelczynski, Zbigniew A., 1988, "Solidarity and 'The Rebirth of Civil Society'", (Ⅰ): 361-380.  
 Rosanvallon, Pierre, 1988, "The Decline of Social Visibility", (Ⅰ): 199-220.

Rupnik, Jaques, 1988, "Totalitarianism Revisited", (I): 263-290.

**【韓國語】**

- 安眞, 1992, 「미국과 한국의 정치변동: 분단국가 형성과 정치변화에 미친 미국의 영향」, (II): 279-312.
- 白旭寅, 1995, 「시민운동이나, 민중운동 (론) 이냐: 김세균, 강문구 토론에 대한 비판」, (III): 205-211.
- 崔章集, 2009, 『민중에서 시민으로: 한국 민주주의를 이해하는 하나의 방법』 돌베개.
- 鄭銀淑, 1992, 「사회주의권 정치변화와 한국정치의 시사점: 소련의 와해를 중심으로」, (II): 313-338.
- 韓相震, 1990, 「사회변혁운동의 민중성에 관한 이론적 경험적 고찰」 韓國社會學會編 『한국사회의 비판적 인식; 80년대 한국사회의 분석』 나남, 439-462.
- , 1991, 「세계적 변혁기의 민주주의 재조명: 마르크스를 현대의 논쟁에 접목시키는 일」 韓相震編 『마르크스주의와 민주주의』 사회문화연구소, 15-35.
- 韓完相, 1992, 「한국에서 시민사회, 국가 그리고 계급: 과연 시민운동은 개량주의적 선택인가」, (II): 9-25.
- 洪日杓, 2001, 「이제 다시 위태로운 모험의 기로에 선 한국 시민운동」, (IV): 277-291.
- 曹喜畎, 2001a, 「종합적 시민운동의 구조적 성격과 변화전망에 대한 연구」, (IV): 232-258.
- , 2001b, 「시민사회의 정치개혁운동과 낙천·낙선운동」, (IV): 292-334.
- 康文久, 1995, 「민주적 변혁운동 기반의 심화, 확장을 위하여: 김세균 교수의 '시민사회론' 비판에 대한 토론」, (III): 185-196.
- 金정훈, 2001, 「진보적 시민사회 형성을 위한 이론적 탐색」, (IV): 144-163.
- 金世均, 1995a, 「'시민사회론'의 이데올로기적 함의 비판」, (III): 151-184.
- , 1995b, 「그람시를 넘어서 나아가야 한다」, (III): 197-204.
- 金成國, 1992, 「한국자본주의 발전과 시민사회의 성격: 1960년대 이후를 중심으로」, (II): 149-169.
- , 2001, 「한국의 시민사회와 신사회운동」, (IV): 50-102.
- 李鍾旻, 1992, 「한국사회 변혁운동의 과제와 전망: 독자적 정치세력화와 관련하여」, (II): 427-440.
- 李時載, 1992, 「90년대 한국사회와 사회운동의 방향」, (II): 441-466.
- 孫浩哲, 2001, 「국가-시민사회론: 한국정치의 새 대안인가?」, (IV): 17-49.
- 元鍾讚, 1995, 「새로운 시대의 민중운동과 시민운동을 위하여」, (III): 353-370.
- 兪八武, 1995a, 「한국의 시민사회론과 시민사회 분석을 위한 개념틀의 모색」, (III): 228-258.
- , 1995b, 「시민사회의 성장과 시민운동」, (III): 371-388.
- , 2001a, 「국가, 시민사회, 그리고 시민운동의 계급적 성격에 대하여」, (IV): 164-184.
- , 2001b, 「비정부사회운동단체 (NGO)의 역사와 사회적 역할」, (IV): 187-231.